

久留米市子ども・子育て会議運営規則

平成25年10月17日

久留米市子ども・子育て会議決定

(会議の公開)

第1条 会議は公開とする。ただし、会長は、会議が次のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 個人情報に関して審議等を行う場合であって、公開することにより特定の個人情報が明らかになるとき
- (2) 事業情報(法人その他の団体に関する情報をいう。)に関して審議等を行う場合であって、公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるとき
- (3) 審議、検討、調査研究等を行う場合であって、当該会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障が生じるおそれがあるとき
- (4) 国、県又は市の機関が行う取締り、許可、試験、争訟その他の事務事業に関する情報について審議等を行う場合であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障が生じるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障が生じるおそれがあるとき
- (5) 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるとき
- (6) 法令の定めるところにより公にすることができない情報に関し審議等を行うとき
- (7) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められるとき

(公開の方法等)

第2条 会議の公開は、あらかじめ一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人に退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議の周知)

第3条 公開する会議の開催については、久留米市公式ホームページへの掲載等の方法により、次に掲げる事項をあらかじめ周知するものとする。

- (1) 会議の日時
- (2) 会議の場所
- (3) 議題(案)
- (4) 傍聴者の定員及び傍聴申込み方法

(会議録等)

第4条 公開した会議の会議資料及び会議録は公開するものとし、久留米市公式ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

2 非公開とした会議の会議資料は非公開とする。

(代理者の出席等)

第5条 会長は、委員が会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は会議に出席し、発言を行うことができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(準用規定)

第7条 第1条から前条までの規定は、久留米市子ども・子育て会議条例(平成25年久留米市条例第30号)第7条の規定に基づき設置された部会(以下この条において「部会」という。)について準用する。この場合において「会議」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。